

募集要項に係る質問に対する回答書

令和4年10月7日

成田浄化センター整備事業【募集要項】に係る質問について次のとおり回答します。

No	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	入札説明書	1	第1章 用語の定義 No. 10	SPCの設立時期に関して、建設工事の工期短縮や延長があった場合には、都度、協議可能と理解してよろしいでしょうか。	運転・維持管理業務の準備期間を考慮し施設竣工3ヶ月前までとしています。スムーズな移行が行えることを目的としています。
2	入札説明書	6	第3章 9. 事業者の収入	SPCの設立は、「運転・維持管理業務開始の3か月前まで」とありますが、こちらは期限であり、貴市と協議の上、令和5年度や令和6年度にSPC設立及び運転・維持管理業務委託の本契約を行う事も可能と考えてよろしいでしょうか。	新施設供用開始時には、SPCによる運転・維持管理業務が開始できるように準備期間として設定しています。
3	入札説明書	20	第4章 7. 技術提案提出書類	第1回御回答のNo. 79において、「斜面安定計算書」等の指示がありました。これらの書類は可能であれば、技術提案書提出時に提出し、基本的には実施設計時に提出するとの理解でよろしいでしょうか。	技術提案書提出時には詳細検討は不要です。実施設計の承諾申請前までに提出してください。
4	入札説明書	20	第4章 7. 技術提案提出書類	技術提案書類の副本においては、ロゴマークの使用も含めて、代表企業に限らず構成企業全ての企業名を伏せた表現にする必要があると理解してよろしいでしょうか。その場合、正本において、凡例等によって、企業名を記載するとしてよろしいでしょうか。	問題ありません。
5	落札者決定基準	9	価格評価点の算定式	提案上限額とは、予定価格と同義と理解してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
6	要求水準書【設計・建設業務編】	3	第1章 第2節 1. 全体計画シ	「基幹的設備改良等」とありますが、環境省の循環型社会形成推進交付金で行われる事業の他にプラント設備の大規模改修等も含まれるものと認識してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
7	要求水準書【設計・建設業務編】	5	第1章 第2節 5. 立地条件	【添付資料-4：施設周辺設備取り合い関係図】参照とありますが、添付資料-4には取り合い点等の記載がございません。電力会社との取り合い点として受注者にて任意の場所に場内第1柱を新設するの理解で宜しいでしょうか。	工事範囲内は添付資料-2現況測量図の誤りです。添付資料-4敷地周辺取り合い関係図には「高圧電気引込柱」が明示されています。新設場内第1柱は、敷地内任意の場所としてください。

8	要求水準書【設計・建設業務編】	6	第1章 第2節 5. 立地条件(4)オ	別途工事の既設水路の改修に関して、着工時期及び完工時期をご教示願います。 また、質疑回答にて放流口取合点の変更が可とされていますが、変更を行う場合、別途工事にて取合点の設置まで含めて施工頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
9	要求水準書【設計・建設業務編】	6	第1章 第4節 5. (4)イ	上水の新たな引込位置は協議より決定との事ですが、建設予定地の敷地内まで上水本管を貴市にて、引き込んでいただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、想定されている引き込み位置をご教示願います。	別添資料-1を参照ください。
10	要求水準書【設計・建設業務編】	8	第1章 第4節 1. 立会検査及び試験	”指定主要機器・材料の検査及び試験は、本市立会いのもとで行う。”とありますが、できる範囲で指定機器をご教示ください。	现阶段では、汚泥脱水機、脱臭装置（ファン含む）、各種盤等を想定します。
11	要求水準書【設計・建設業務編】	9	第1章 第5節 2. 運転指導	教育指導計画書等について、”搬入・搬出、植栽等管理を本市が委託する吉倉管理組合への説明を含む”とありますが、搬入・搬出管理における組合様の業務内容をご教示ください。（要求水準書【運転・維持管理業務編】では搬入量・搬出量の記録・保管管理は受注者の業務区分との記載があります。）	伝票の回収及び市への提出、敷地内に侵入した搬入車両の監視、薬品・重油等の搬入時の立会いの予定です。
12	要求水準書【設計・建設業務編】	10	第1章 第6節 (2)	”既存施設の槽内液、清掃残渣堆積物等処理の経費”について、槽内液については脱水処理した後、既存焼却設備で焼却し灰として搬出することを想定しています。貴市にて負担される”脱水汚泥の処分”には焼却灰の処分・運搬も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
13	要求水準書【設計・建設業務編】	10	第1章 第6節 (4)	”既存施設の槽内液、清掃残渣堆積物等処理の経費”に関わる運転員の確保及びその人件費は”本市側の経費”に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	既存施設内での減容運転に関わる運転員経費及び清掃残渣堆積物処理経費は市負担となりますが、新施設で処理する場合の運転員経費は受注者負担となります。
14	要求水準書【設計・建設業務編】	12	第1章 第8節 1. 契約不適合	契約不適合確認要領書の提出時期については、引き渡し前と想定してよろしいでしょうか。	試運転要領書提出時期と合わせてください。
15	要求水準書【設計・建設業務編】	14	第1章 第9節 1. (1)ア	”受入・貯留・前凝集分離設備”とありますが、前凝集分離設備が資源化設備に含まれる場合は、名称を”受入・貯留設備”として前凝集分離設備の記載を省略してよろしいでしょうか。	問題ありません。
16	要求水準書【設計・建設業務編】	14	第1章 第9節 1. (1)オ	”給・排水設備”とありますが、P.44等では”給排水設備”との記載があります。”給排水設備”で名称を統一してもよろしいでしょうか。	「給排水設備」とします。

17	要求水準書【設計・建設業務編】	15	第1章 第9節 2. (7)ア	”既存施設槽内液等処分工事 ア槽内液の処理”とありますが、受注者の所掌は第1章6節経費分担に基づくかと理解してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
18	要求水準書【設計・建設業務編】	16	第1章 第10節 1. 基本設計図書	入札説明書P.20 技術提案提出書類における④提案書参考資料と各項目の名称や順序が異なっていますが、要求水準書記載の内容を正としてよろしいでしょうか。	要求水準書記載内容とします。
19	要求水準書【設計・建設業務編】	18	第1章 第11節 引渡し	「契約書に規定する貴市の最終検査」とは、工事請負契約書第64条第2項に規定する検査と理解してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
20	要求水準書【設計・建設業務編】	20	第15章 第12節 3. 許認可申請等	建築確認申請の手続きは、民間の指定確認検査機関に提出しても宜しいでしょうか。	問題ありません。
21	要求水準書【設計・建設業務編】	22	第2章 第3節 1. 搬入し尿等の性状	搬入し尿等の性状について、夾雑物除去の有無に応じて、“除渣後”あるいは“搬入”を選択するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。 別添資料-2もご参照ください。
22	要求水準書【設計・建設業務編】	22	第2章 第3節 1. 搬入し尿等の性状	搬入量の変動を確認するため、過去3年分の搬入量の実績データを頂けますか。	別添資料-2を参照ください。
23	要求水準書【設計・建設業務編】	27	第3章 第1節 1. (8)	”マンホールはFRP製で、を基本とし、1槽につき2か所以上を標準とする。”とありますが、沈砂槽等の小型の槽は、上部スペースの制約からマンホール数を1箇所としてもよろしいでしょうか。	問題ありません。
24	要求水準書【設計・建設業務編】	28	第3章 第2節 1. (5)ア	10tダンパー車の外径寸法をご教示ください。	長1,105cm幅249cm高328cmでお考えください。
25	要求水準書【設計・建設業務編】	29	第3章 第2節 3. (2)	浄化槽汚泥比率が高いため、し尿・浄化槽汚泥を混合管理とし、受入口を共通としてもよろしいでしょうか。	問題ありません。
26	要求水準書【設計・建設業務編】	29	第3章 第2節 3. (3)エ	”受入口近傍には洗浄用の水栓を設けること。”とありますが、受入口廻りの床清掃用との理解でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
27	要求水準書【設計・建設業務編】	29	第3章 第2節 4. (4)イ	”槽内清掃用として、高圧洗浄設備を設ける”とありますが、0.3MPa程度の圧を想定していますがよろしいでしょうか。	0.5MPa以上とします。
28	要求水準書【設計・建設業務編】	29	第3章 第2節 2-2 受入室出入口扉	受入室出入口扉の材質は、腐食対応をとった溶融亜鉛メッキやアルミでも構わないとの理解で宜しいでしょうか。	問題ありません。
29	要求水準書【設計・建設業務編】	30	第3章 第2節 6. (4)エ	受入量とは計画処理量との理解でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。

30	要求水準書【設計・建設業務編】	33	第3章 第3節 3.	機器名称として「混和・凝集槽」と「混和凝集槽攪拌機」がありますが、・の有無を統一し「混和凝集槽」および「混和凝集槽攪拌機」としてもよいでしょうか。	問題ありません。
31	要求水準書【設計・建設業務編】	34	第3章 第3節 4. (5)エ	”供給ホッパーにはレベル計を設ける”とありますが、透明PVCホッパーに目盛りシールの貼付けでよろしいでしょうか。	問題ありません。
32	要求水準書【設計・建設業務編】	34	第3章 第3節 4. (5)オ	”給水電動弁、流量計及び流量調整弁等を具備する”とありますが、電磁弁の採用など、性能に支障がない範囲で、詳細な仕様については各メーカーの提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
33	要求水準書【設計・建設業務編】	36	第3章 第3節 7. (4)ウ	”臭気捕集口を設け脱臭する”とありますが、気相部が他機器と共通の箇所等、合理的な理由がある部分については捕集口を省略してもよろしいでしょうか。	コンベヤ上部カバーからの補臭をお考えください。
34	要求水準書【設計・建設業務編】	38	第3章 第4節	”計画する各設備装置の機能、材質、操作及び制御方法などは本仕様書本要求水準書で求める目的を果たすものとし、前節に準じて、実施設計図書にその仕様を明記すること”とありますが、実施設計図書ではなく基本設計図書のことでしょうか。	実施設計図書に反映する意図で記載しています。基本設計図書で承諾を受けて実施設計に反映となることから、承諾申請図書（基本設計時）となります。
35	要求水準書【設計・建設業務編】	47	第4章 1. (15)	”配管の塗装については、流体液体別に色別し、流れ方向、名称を明示する。”とありますが、色別バンドによる区分けでよろしいでしょうか。	ラベル、シール等文言、方向明示が望まれます。小口径配管等では色別バンドも可とします。
36	要求水準書【設計・建設業務編】	50	第5章 第1節 2. 電気設備	(1)受変電・配電盤等設備 イ盤構成にて①から⑫までを計画すると記載がありますが、同様の機能を有している場合①から⑦について盤構成を変更することは可能でしょうか。 (例：①と②、④と⑥、⑤と⑦の兼用等)	ご提案ください。
37	要求水準書【設計・建設業務編】	52	第5章 第1節 6. その他建築付帯電気設備	建築基準法等で設置が求められなければ、避雷設備は、設置しなくても構わないとの理解で宜しいでしょうか。	高さによる義務が無い場合でも十分な雷サージ、誘導雷サージ対策をお願いします。無対策による日常業務への支障は不可抗力との判断はしません。
38	要求水準書【設計・建設業務編】	53	第5章 第2節 2. (1)コ	”浄化槽水張水残容量（流量積算値）”とありますが、流量積算値ではなく液量指示値との理解でよろしいでしょうか。	供給水槽容量が常に給水台数を満たす構造であれば流量指示値で問題ありません。
39	要求水準書【設計・建設業務編】	56	第6章 第1節 3. 構造計画 (4)	プラント設備類の耐震性について、「特定施設」との指定がありますが、機器の重要度の分類は受注者の判断によるものとの理解でよろしいでしょうか。	施設竣工後15年間の運転・維持管理業務を行う上での重要度の分類と判断され、書類として提出していただき、協議します。

40	要求水準書【設計・建設業務編】	64	第5章 第3節 2. 各室配置計画	”吉倉管理組合専用室は1階に配置”とありますが、日常業務に支障がなく、合理的な理由があれば一部を2階配置するのは可能でしょうか。	ご提案ください。
41	要求水準書【設計・建設業務編】	64	第5章 第3節 2. 各室配置計画	各室について倉庫兼書庫、倉庫兼工作室等の兼用は可能でしょうか。書庫や倉庫内備品・スペースは各社提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	現地見学会での各室確認事項を踏まえた提案としてください。
42	要求水準書【設計・建設業務編】	64	第5章 第3節 2. 各室配置計画	処理部門に分類される部屋について、動線計画上的合理的な理由があれば管理エリアへ配置することは可能でしょうか。	監視室等については管理エリアが合理的とも判断できますので、ご提案ください。
43	要求水準書【設計・建設業務編】	68	第7章 2. (10) 樹木撤去	樹木撤去に関して、新施設整備以外でも工事期間中の仮設等設置においても支障がある場合は、撤去可能と考えてよろしいでしょうか。また、樹木撤去後の復旧は不要と考えてよろしいでしょうか。	雨水対策は行ってください。
44	要求水準書【設計・建設業務編】	69	第7章 第4節 3. (2)	池等の庭園内の石の撤去先についても、建設発生土の搬出先である発注者が指定する土地に運搬しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	現時点ではその判断とします。
45	要求水準書【設計・建設業務編】	70	第7章 4. 清掃残渣堆積物等処分	清掃残渣、堆積物等は、最大200m ³ 未満とありますが、200m ³ を超えた場合は設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。	既存施設の運転業務で協力します。200m ³ を超えない減容方法、清掃方法の提案・指導をお願いします。
46	要求水準書【設計・建設業務編】	71	第8章 第2節 (3)エ	”各種試験において、蒸気及び臭気の発生する箇所には、SUS製フードを取り付け排気が行えること”とありますが、塩ビ製フードの採用も可能でしょうか。	問題ありません。
47	要求水準書【設計・建設業務編】	71	第8章 第1節予備品、工具等	納入する予備品の数量は、適正な運転・維持管理業務を行えることを前提に事業者の提案としてよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
48	要求水準書【設計・建設業務編】	71	第8章 第2節試験室設備	試験室内へ設置する器具類については、御記載の仕様を参考にしつつ、提案による内容の修正は可能との理解でよろしいでしょうか。	可能です。
49	要求水準書【設計・建設業務編】	71	第8章 第2節(3) その他オ	放流水質の監視システムを設けること～”とございますが、放流水質の分析結果をモニター等で表示するようなものを設置するという認識でよろしいでしょうか。	現場設置の監視計でも可ですが、ご提案ください。
50	要求水準書【設計・建設業務編】		リスク分担表	運転・維持管理業務における要求水準書19頁では、表17として業務に関するリスク分担表が記載されていますが、設計・建設業務における要求水準書には記載がありません。設計・建設業務におけるリスク分担については、実施方針 別紙2のリスク分担表及びその質問回答に基づくものという理解でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。

51	要求水準書【運転・維持管理業務編】	2	第1章 第1節 7. 業務期間終了時の取扱い (2)	受託者は業務期間終了から1年間の施設継続運転が可能である状態で業務を終了することとあります他方、運転・維持管理業務委託契約書第57条第1項では、乙は、運営期間満了後2年間に渡り、本件施設の要求水準に示した機能及び性能を維持できることを説明する運転性能確認書を提出する旨の記載がありますが、どちらを優先と考えればよろしいでしょうか。	運転・維持管理業務委託契約書の内容を優先とします。
52	要求水準書【運転・維持管理業務編】	7	第1章 第1節 9. 処理対象物・搬出物	「搬入後に処理対象物以外の混入があったことが判明し、搬入者が特定できない場合は、本市の指示を受け適切に処分するものとする。」とありますが、処分費用に関しては協議可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。
53	要求水準書【運転・維持管理業務編】	8	第1章 第2節 10. 実績報告書の作成	実績報告書の提出は、電子データでの提出も可能と考えてよろしいでしょうか。また電子データとはPDFも含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	確認・承認の都合上、紙（又はファイル）による提出も1部お願いします。
54	要求水準書【運転・維持管理業務編】	9	表8 測定記録の項目及び頻度	除渣し尿、除渣浄化槽汚泥の分析に関して、要求水準書【設計・建設業務編】第1章第2節4. 設備概要(1)において、「混合処理できる設備とする。」との記載があるため、し尿と浄化槽汚泥の混合物としてよろしいでしょうか。また、入札参加者の提案によって前処理設備が不要な場合は、未除渣のものでよろしいでしょうか。	問題ありません。
55	要求水準書【運転・維持管理業務編】	9	表8 測定記録の項目及び頻度	処理工程別水質については、機器の運転管理への利用を想定しており、計量証明は不要と考えてよろしいでしょうか。	表8項目中、BODについては直接的な簡易分析計が無いことから、計量証明を取得してください。
56	要求水準書【運転・維持管理業務編】	9	表8 測定記録の項目及び頻度	し尿、浄化槽汚泥の分析項目にPO ₄ -Pとありますが、T-Pの誤記でしょうか。	パケットによる簡易分析が可能であるため記載しています。T-Pであればなお望ましいです。
57	要求水準書【運転・維持管理業務編】	9	表8 測定記録の項目及び頻度	処理工程別水質の提案による項目については、5回/週以上として、それ以外に入札参加者の提案で行う測定の頻度については、入札参加者の提案としてよろしいでしょうか。また、各対象における測定方法については、運転管理上支障がない範囲で入札参加者の提案としてよろしいでしょうか。	質問No.55に関連。処理工程別水質の必要測定項目は提案者の判断で問題ありません。
58	要求水準書【運転・維持管理業務編】	11	11. 業務区分	現在、吉倉管理組合様にて搬入量の管理、搬入業者との調整を行われていますが、本事業開始以降も同様の業務分担が継続するとの理解でよろしいでしょうか。特に搬入管理・記録について、吉倉管理組合様との業務所掌分担をご教示願います。	本事業開始以降も同様の業務分担とします。業務所掌分担は質問No. 11参照。
59	要求水準書【運転・維持管理業務編】	12	表11 業務区分表(2) 8) 土木建築設備の保守	内装の塗装は、「※1」の表記の通り、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	補修発生原因により協議します。

60	要求水準書【運転・維持管理業務編】	12	表11 業務区分表(2) 8) 土木建築設備の保守	水槽の防食作業は、「※1」の表記の通り、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
61	要求水準書【運転・維持管理業務編】	12	表11 業務区分表(2) 8) 土木建築設備の保守	消防設備の更新または大規模改修は、「※1」の表記の通り、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
62	要求水準書【運転・維持管理業務編】	12	表11 業務区分表(2) 8) 土木建築設備の保守	交換機や電話機などの通信設備について、更新または大規模改修は、「※1」の表記の通り、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
63	要求水準書【運転・維持管理業務編】	12	表11 業務区分表(2) 8) 土木建築設備の保守	太陽光発電設備の更新または大規模改修は、「※1」の表記の通り、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	補修発生原因により協議します。
64	要求水準書【運転・維持管理業務編】	12	表11 業務区分表(2) 8) 土木建築設備の保守	換気設備の更新または大規模改修は、「※1」の表記の通り、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	換気設備は7) 建築設備（機械機器）の保守に含むため受注者負担とします。
65	要求水準書【運転・維持管理業務編】	12	表11 業務区分表(2) 8) 土木建築設備の保守	衛生設備の更新または大規模改修は、「※1」の表記の通り、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	質問No.64に同じ。
66	要求水準書【運転・維持管理業務編】	13	表12 業務区分表(3) 11) 公害健康被害の補償等	受託者に○が付いていますが、本件施設がばい煙発生施設ではないので、汚染負荷量賦課金の納付も必要ないと考えてよろしいでしょうか。	粉塵を意識した表記としています。
67	要求水準書【運転・維持管理業務編】	19	表17リスク分担表「法令等変更」	「税制変更を含む」と記載されていますが、消費税に関する法令等変更についても、運転・維持管理業務委託契約書案第55条第2項第2号記載にあるとおり貴市負担と理解してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
68	要求水準書【運転・維持管理業務編】	21	第1節（2）提案書類の修正等の禁止	提案書類の修正等の禁止で「ただし、本市の指示・指摘により修正されるものはこの限りではない。」とありますが、協議して合意したうえで貴市の指示・指摘により修正するとの認識でしょうか。	お見込の通りです。
69	要求水準書【運転・維持管理業務編】	21	第1節（4）契約金額の変更	「基本的に応札時の提示金額からの増額変更手続きは行わない。」とありますが、双方の業務内容確認が行われた金額となるため、減額変更も基本的でないとの認識でしょうか。	お見込の通りです。

70	要求水準書【運転・維持管理業務編】	24	第2節 8. 災害時の協力体制（1）	「不測の事態による処理又は処分における貴市への協力において、処理に係る費用は変動費にて支払うものとする」とありますが、処理に係った人件費等の固定費及び計画以上の搬入量の処理について変動費だけでは対応できない可能性があるため、災害の状況により、貴市と協議のうえ決定させて頂けないでしょうか。	第2節 8. 災害時の協力体制（3）に記載の通り、状況により協議します。
71	要求水準書【運転・維持管理業務編】	24	第2節 8. 災害時の協力体制（2）（4）	「災害時等に備え必要な物資の備蓄を行い…」とありますが、具体的に想定されているものがございましたらご教示願います。また、費用については、貴市にて負担頂けるとの認識でしょうか。	水、照明、非常食、救護用品等。なお、災害時発生し尿等の適正処理への協力をお願いしています。
72	要求水準書【運転・維持管理業務編】	25	第2章 第2節 8 災害発生時の協力（3）	「中立的な第三者を交えた協議」と記載されていますが、貴市が想定する第三者についてご教示ください。	公的に認知されている調停人、仲裁人を想定しています。
73	要求水準書【運転・維持管理業務編】	27	第3章 第1節 1. (1)	（ア）搬入し尿等及び製造資源化物中に処理対象物以外の混入がないことを確認し、発見した場合は処理系列に入れないこと。 （イ）処理対象物以外の混入が確認された場合、受託者が排除するように努めること について、万が一不適物が混入された場合の除去・清掃等に要する費用については別途協議によるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
74	要求水準書【運転・維持管理業務編】	27	第3章 第1節 1. (2)⑤資源化物の搬出業務	資源化物の運搬業務を外部委託する場合は、環境対発第16033010号（平成28年3月30日）の通知に従えば、廃掃法上の再委託に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
75	要求水準書【運転・維持管理業務編】	27	第3章 第1節 1. (2)⑤資源化物の搬出業務	資源化物の運搬業務について、受託者が準備する車両の仕様については任意と考えてよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
76	要求水準書【運転・維持管理業務編】	27	第3章 第1節 1. (2)運転業務内容 ⑤	搬出業務において、沈砂の搬出は業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
77	要求水準書【運転・維持管理業務編】	27	第3章 第1節 1. (2)運転業務内容 ⑤	資源化物の搬出業務を行うにあたり、SPC及び運転・維持管理業務を行う構成員は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の第二条の「市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集及び運搬を業として行う者」であるため、一般廃棄物収集運搬業の許可は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
78	要求水準書【運転・維持管理業務編】	29	第3章 第2節 1. 本件業務の範囲	記載の設備名称が要求水準書【設計・建設業務編】に記載のものと異なりますが、要求水準書【設計・建設業務編】を正としてよろしいでしょうか。	統一して表現してください。

79	要求水準書【運転・維持管理業務編】	29	第3章 第2節 1. 本件業務の範囲	水槽底部の堆積物の定期的な清掃は本業務に含まれますでしょうか。また、含まれる場合、清掃頻度は提案と考えてよろしいでしょうか。	水槽別の清掃頻度提案をお願いします。
80	要求水準書【運転・維持管理業務編】	32	第3章 第4節 6. 長寿命化計画の作成及び実施	廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引きに基づく延命化計画の作成が求められていますが、「複数の延命化工事案を作成しLCC等の比較検討を行った結果を報告する」との理解でよろしいでしょうか。	廃棄物処理LCCまでは求めていません。保全計画作成を主と考えています。
81	要求水準書【運転・維持管理業務編】	34	第3章 第5節 4. 用役等の費用負担	(1) 電気及び(5) 上水道における吉倉管理組合様使用分は、貴市にて負担していただけたとの記載があります。(2) ガス、(3) 燃料及び(6) 通信についても、吉倉管理組合様使用分は貴市の所掌範囲との理解でよろしいでしょうか。	(2) ガス、(3) 燃料、(6) 通信は受諾者負担とします。
82	要求水準書【運転・維持管理業務編】	34	第3章 第5節 4. 用役等の費用負担	積算の参考とするために、2021年度の既存施設における電気使用量、燃料使用量、薬品使用量、上水使用量をご提示願います。	別添資料-3を参照ください。
83	要求水準書【運転・維持管理業務編】	37	別紙2 委託料表1、表2	募集要項に係る質問に対する回答書No.42でご回答いただいたとおり、表-2変動費Ⅱ電力において処理棟、管理棟の固定費に相当する分は表-1固定費Ⅱ運転管理費で積算するとの理解でよろしいでしょうか。	問題ありません。
84	要求水準書【運転・維持管理業務編】	38	別紙2 (2) ⑧	貴市で決めた遅延利息の割合で計算した額と記載されていますが、運転・維持管理業務委託契約書第48条第2項の利息割合が適用されると理解してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。

85	要求水準書【運転・維持管理業務編】	38	別紙2 (3) ①	(3) 委託料の改定等① に、「表7-1」と記載がありますが、「表-3」を指すものと理解してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
86	要求水準書【運転・維持管理業務編】	38	別紙2 (3) ②	「提案書に当該指標と合理的根拠を記載すること」とありますが、入札説明書P.20の7. (1)③事業計画書の添付資料として提出するとの理解でよろしいでしょうか。	技術提案書でも示す他、15年間の運転・維持管理期間中に変更する必要がある場合などにはご提出ください。
87	要求水準書【運転・維持管理業務編】	39	表-3 委託料見直し変動幅	電気従量料金には、再生エネルギー賦課金単価のほか、2023年4月より燃料価格調整項、市場価格調整項が含まれます。上記についても、電力会社の規定及び契約約款に含まれている場合は、委託費見直しの基準に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	協議により決定します。
88	要求水準書【運転・維持管理業務編】	39	表-3 委託料見直し変動幅	電気料金に関して、再生可能エネルギー由来の非化石証書等の価格は、国の関係機関等によって左右されるものであるため、変動した場合は見直しの対象となると考えてよろしいでしょうか。	国の動向を考慮し協議します。
89	要求水準書【運転・維持管理業務編】	39	表-3 委託料見直し変動幅	委託料改定の指標は、契約締結前に協議し、見直すことができると理解でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
90	要求水準書【運転・維持管理業務編】	42	別紙4 し尿等の搬入・処理量の見直し	第1回御回答添付資料の「要処理量（日平均処理量）」（黄色の枠）のR7～13年度の数値に年間の日数を乗じた値は、当初の年間処理量に近似した値となります。運営・維持管理業務費用の算出、様式9-15-④事業収支計画の各年度の計画年間処理量の算出に当たっては、第1回御回答添付資料の「要処理量（日平均処理量）」を用いると考えてよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
91	要求水準書【運転・維持管理業務編】	42	別紙4	R7年度とR22年度は、それぞれ6ヶ月が事業期間だと指定されています。計画年間処理量及び固定費、変動費は、それぞれの事業期間を基に算出すればよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
92	基本協定書（案）		前文	基本協定書の貴市との締結者である乙については、協力企業を含むすべての構成企業と理解してよろしいですか。	お見込の通りです。
93	基本協定書（案）		第4条第2項	「『成田浄化センター整備事業者選定委員会』の要望事項」とは、落札者決定後に公表される審査講評等に記載されると理解してよろしいでしょうか。また、要望事項に関しては、契約後に協議できるものと理解してよろしいでしょうか。	委員会要望事項等は募集要項に反映されています。

94	基本協定書（案）		第6条第4項	情報公開に際し、事前に関示事項内容について乙へのご連絡をいただくということにさせていただきませんか。	乙の情報に関しては当然事前に協議することになります。
95	基本契約書（案）	1	第5条	「工事請負契約は、甲と乙による契約として、この基本契約と同時に締結するものとする。工事請負契約は、議会の可決後に締結する。」とあります。本基本契約書においては、代表企業、構成員、協力企業を総称して「乙」とされていますが、工事請負契約の契約締結当事者は、代表企業のほか、入札説明書P.17の(2)各業務を行う者における①または②に該当する企業であり、運転・維持管理企業や協力企業は含まないと理解してよろしいでしょうか。	運転・維持管理業務を行う者は構成員である必要があります。
96	基本契約書（案）	1	第5条	「工事請負契約は、甲と乙による契約として、この基本契約と同時に締結するものとする。工事請負契約は、議会の可決後に締結する。」とありますが、基本契約と同時に締結するのは、入札説明書8頁「2.事業者の募集及び選定スケジュール」⑩に記載の「建設工事請負仮契約」を指し、建設工事請負本契約は貴市議会の可決後に締結するという認識でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
97	基本契約書（案）	2	第6条第7項	SPCに関する変更事項として貴市の事前のご承諾を要するものとして「株式会社への組織変更」とありますが、SPCは設立時において会社法に基づく株式会社であると理解しております。本項で「株式会社への組織変更」については、誤記と理解してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
98	基本契約書（案）	3	第9条 第1項	工事請負契約が解除されて貴市が委託契約を締結しない場合、工事請負契約が解除された日までに要した委託契約の準備その他必要事項に関して乙又はSPCが支出した一切の費用は、「乙各自の負担とする」と記載されていますが、工事請負契約書第81条第1項第各号の解除原因による場合には、SPCが支出した費用については貴市のご負担となるという理解でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
99	基本契約書（案）	4	第12条第2項	第1号ないし第4号にて直接的には列挙されていませんが、秘密情報として受領した情報によることなく独自に創出したことを受領者が証明できるものも、これらと同様本項における除外事由として扱っていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。

100	建設工事請負契約書(案)	1	前文	貴市と工事請負契約の締結当事者(乙)は、代表企業のほか、入札説明書P.17の(2)各業務を行う者における①または②に該当する企業であり、運転・維持管理企業や協力企業は含まないと理解してよろしいでしょうか。	質問No.95に同じ。
101	建設工事請負契約書(案)	1	定義 18	損害賠償の「積極損害」と「消極損害」とはどのような意味を指すのか、具体例をご教示ください。	積極損害は事故が生じなければ出費の必要がなかった費用を指し、治療費や修理費等が該当します。消極損害は事故が生じなければ被害者が得ていたと思われる金銭を指します。被害者が休業したことにより失った収入や、職を変えたことにより減少した収入等が該当します。
102	建設工事請負契約書(案)	2	前文	令和4年9月6日に公表された「募集要項に関する回答書」No2で、募集要項の優先順位について貴市から回答がありました。本契約には「基本協定」の記載がありませんが、上記回答と優先順位は同じと理解してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
103	建設工事請負契約書(案)	6	第18条第1項、第63条、第68条第4項	左記各条項中「別紙1」とあるのは、本契約の「別紙2」との理解でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
104	建設工事請負契約書(案)	9	第30条	「保証事業法」とは、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」(昭和二十七年法律第八十四号)を指すという理解でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
105	建設工事請負契約書(案)	12	第35条	各年度における貴市が想定されている想定の出來高比率があれば、ご教示願います。	事業者提案がベースになります。
106	建設工事請負契約書(案)	13	第40条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	請負代金額の変更にあたっては、日本銀行調査統計局等の指数や国土交通省等の通知に基づいて、協議を行うと理解してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
107	建設工事請負契約書(案)	14	第42条第5項	「成果物(ただし、乙が提出したものに限る。以下同じ。)」と記載がありますが、成果物とは、要求水準書【設計・建設業務編】P.12に第1章第8節1. 契約不適合に記載される「設計図書」と理解してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
108	運転・維持管理業務委託契約書(案)	6	第21条	「近隣住民」とは実施方針の別紙2リスク分担表における「周辺住民」、要求水準書19頁表17の「住民」と同義という理解でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
109	運転・維持管理業務委託契約書(案)	9	第27条第3項	「甲が定める本件施設の管理規則等」については、本件施設の建設中に協議によって確定していくと理解してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
110	運転・維持管理業務委託契約書(案)	13	第37条第7項	「停止基準値」とは、本契約別紙3に規定される各数値を指すという認識でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。

111	運転・維持管理業務委託契約書 (案)	21	第58条第1号	停止基準値を超えた場合、甲は乙に対する書面による通知により直ちに本契約を解除することができる旨が記載されておりますが、乙が第37条に規定される業務改善等の措置を行わなかった場合に適用されると理解してよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
112	要求水準書【設計・建設業務編】	1	3.	農業集落排水汚泥の量をご提示お願いいたします。	入札説明書4頁に記載しています。
113	要求水準書【設計・建設業務編】	3	(1)エ	搬入・搬出管理は吉倉管理組合の業務と理解しますが、具体的にどのような業務を委託されるのでしょうか。また、事業者にて実施する搬入・搬出管理業務はございますでしょうか。	質問No. 11を参照。
114	要求水準書【設計・建設業務編】	6	(4)イ	敷地北側から上水を引き込むものとありますが、既存上水管の分岐点、径、圧力、埋設深さ等をご教示ください。	別添資料-1を参照ください。分岐点は事業者提案とします。
115	要求水準書【設計・建設業務編】	6	(4)エ	ガス設備は使用せず、オール電化で計画することも可能でしょうか。	可能とします。
116	要求水準書【設計・建設業務編】	6	(4)オ	汚水：多目的広場からの汚水は新施設に接続して処理することとありますが、既存汚水管の径、材質、埋設深さ、汚水量などをご教示ください。	既存汚水管の資料がなく不明です。
117	要求水準書【設計・建設業務編】	8	1	立会検査・試験として「指定主要機器・材料の検査及び試験は、本市立会のもとで行う」とありますが、工場検査が必要な指定主要機器・材料をご提示願います。	質問No. 10に同じ。
118	要求水準書【設計・建設業務編】	9	1. (6)	運転指導員は試運転担当者と同一として宜しいでしょうか。	問題ありません。
119	要求水準書【設計・建設業務編】	10	(4)	既設残液処理時の経費について「脱水汚泥の処分費」は貴市の負担とありますが、既設の前処理設備を経由した脱水し渣の処分も貴市の負担として宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
120	要求水準書【設計・建設業務編】	12	(2)イ	予備品および消耗品は保証期間同様の2カ年分の納入で宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
121	要求水準書【設計・建設業務編】	12	(2)イ	建築工事関係の保証期間について、各工種別にご教授願います。(水槽防食、屋根・外部防水、シーリング等その他防水工事など)	水槽防食：10年、屋根・外部防水：10年、シーリング：10年です。
122	要求水準書【設計・建設業務編】	15	3	解体する既設管理棟および車庫棟の詳細図、構造図をご提供願います。	別添資料-4を参照ください。
123	要求水準書【設計・建設業務編】	15	3	解体する既設管理棟および車庫棟内の備品の内、処分するものはありますでしょうか。処理が必要な場合は、一般廃棄物に該当すると思われるため工事範囲外と考えて宜しいでしょうか。	現段階で処分するものはありません。

124	要求水準書【設計・建設業務編】	16	1. (4)	仮設計画書に記載しなければならない項目についてご教授願います。無い場合は、受注者の提案で作成して宜しいでしょうか。	配置平面図、動線計画図、工程表、手順書、排水計画、電源取り合い、架設図等。
125	要求水準書【設計・建設業務編】	17	4. (2)	組立図は配管断面図で宜しいでしょうか。	配管ルート図、アイソメ図とします。
126	要求水準書【設計・建設業務編】	20	2. (2)ア	工事用水について、使用するために必要な工事は受注者で負担することを前提に既存施設の井水を工事用水として使用して宜しいでしょうか。	既存施設での利用に支障がない範囲であれば問題ありません。
127	要求水準書【設計・建設業務編】	20	3	土壌汚染対策法に基づく届出は受注者で行うと考えて宜しいでしょうか。その場合建設予定地の地歴調査は発注者で行うと考えて宜しいでしょうか。	届出は受注者となりますが、調査内容については届出先との協議になります。
128	要求水準書【設計・建設業務編】	23	1. (3)	放流地点がわかる図面をご教授願います。	要求水準書添付資料-4 施設周辺設備取り合い関係図を参照。
129	要求水準書【設計・建設業務編】	28	2. (3)イ	ご指定の清掃車両（10tマグナスダンパー車）について、車両寸法をご提示願います。	質問No.24に同じ。
130	要求水準書【設計・建設業務編】	28	2. (4)イ	受入室の特記事項に「ホースリール付散水栓及び床洗浄装置を設置する」とありますが、プロセス用水を用いたホースリール付散水栓と考えて宜しいでしょうか。受入室専用的高圧洗浄装置の設置が必要でしょうか。	受入室の床洗浄等が行える設備とし、付近諸室で利用可能も可とします。
131	要求水準書【設計・建設業務編】	28	2. (3)ウ	路面：鉄筋コンクリート造（耐摩耗塗装）とありますが、仕上げは、コンクリート打設時に材料を散布しコンクリートと一体化する床仕上げ材（フェロコン等）を計画しても宜しいでしょうか。	問題ありません。
132	要求水準書【設計・建設業務編】	28	2. (4)イ	受入室の床面は（中略）スリップ防止構造としますが、床表面が粗面の場合、汚れの付着・堆積を助長することや水捌けが悪化するデメリットも考えられるため平滑仕上げを計画することは可能でしょうか。	ご提案ください。
133	要求水準書【設計・建設業務編】	29	2. (4)カ	受入室あるいは受入前室に隣接し便所を設けるとありますが、男性用と女性用を計画する必要はありますか。	大と小とします。
134	要求水準書【設計・建設業務編】	29	2-1(4)	受入室出入口扉の材質欄にSUSと記載がありますが、超高速スパイラルシャッター（パネル、ガイドレール：アルミ製、その他：溶融亜鉛メッキ）で計画することも可能でしょうか。	問題ありません。
135	要求水準書【設計・建設業務編】	29	3. (2)	受入口の数量に「し尿用4基、浄化槽汚泥用4基」とありますが、混合受入を考慮すると、共通で4基と考えて宜しいでしょうか。	質問No. 25を参照。

136	要求水準書【設計・建設業務編】	38	第4節	「膜分離装置を使用する場合は、十分な稼働実績を有するものとし、」とありますが、稼働実績とは本事業と同様に新設の汚泥再生処理センターへ納入し、運転性能が確認できているものと考えて宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
137	要求水準書【設計・建設業務編】	44	1. 1-2	受水槽は、「槽内は防水施工とする」と記載がありませんが、記載漏れと解釈し防水施工で計画して宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
138	要求水準書【設計・建設業務編】	45	3	給水時間の想定がございましたらご教授願います。	事業者提案とします。
139	要求水準書【設計・建設業務編】	47	1. (5)、(17)ア	「SUS管、ステンレス管」と記載がありますが、SUS304Sch10sと考えて宜しいでしょうか。	SUS304TPD、SUS316TPD、JIS-G3459等を考えていますがご提案ください。
140	要求水準書【設計・建設業務編】	47	1. (5)、(17)ア	「ライニング鋼管」と記載がありますが、ポリエチレンライニング又は塩ビライニングと考えて宜しいでしょうか。	問題ありません。
141	要求水準書【設計・建設業務編】	47	1. (17)ア	各系統に複数の材質が記載されていますが、使い分けのご指定がありましたらご教示願います。	事業者提案とします。
142	要求水準書【設計・建設業務編】	47	1. (5)	ライニング鋼管のみを指定する箇所がもしあればご教示下さい。また、ライニング鋼管とはSGP+ゴムライニングと認識して宜しいでしょうか。	事業者提案とします。
143	要求水準書【設計・建設業務編】	47	1. (12)	必要に応じて地中埋設配管の外面に防食施工を行うとありますが、具体的に指定する条件があればご教示下さい。	事業者提案とします。
144	要求水準書【設計・建設業務編】	49	2. (1)	受変電・配電盤等設備の規格はJISC4620に準拠するものと考えて宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
145	要求水準書【設計・建設業務編】	52	6. エ	LAN工事要否についてご教示ください。また必要な場合、その仕様（有線／無線等）についてもご教示願います。	事業者提案とします。
146	要求水準書【設計・建設業務編】	52	6. エ	既設吉倉管理組合管理棟に設置の警備保障システムについては移設が必要でしょうか。	必要です。
147	要求水準書【設計・建設業務編】	54	4	テレビ監視装置のカメラ監視場所についてご教示ください。	事業者提案とします。
148	要求水準書【設計・建設業務編】	58	6. (14)	敷地内の降水は、施設への出入口スロープを除き雨水側溝により雨水防災調整池へ排水するとありますが、出入口スロープ部の雨水は道路側の側溝へ排水して宜しいでしょうか。	問題ありません。

149	要求水準書【設計・建設業務編】	59	2. (9)	吉倉管理組合用の仮設事務所及び仮設車庫倉庫は撤去までが工事範囲でしょうか。また、上記仮設建物撤去の際、仮設建物から新設建物への備品等の移動は組合様にて実施頂くことで宜しいでしょうか。	軽微な備品等は組合が行います。什器等移動はご協力ください。
150	要求水準書【設計・建設業務編】	59	2. (9)	既存管理棟解体に先立って、既存管理棟から仮設管理事務所への備品類の引っ越し作業は組合様にて実施頂くことで宜しいでしょうか。	質問No.149に同じ。
151	要求水準書【設計・建設業務編】	59	2. (9)	仮設管理事務所のトイレや更衣室の計画のため、吉倉管理組合様の男女比率をご教示ください。	男：8、女：2です。
152	要求水準書【設計・建設業務編】	60	3. (1)	残土は、発注者が指定する土地（成田市小泉361）に運搬し整地すると思いますが、敷き均す程度で宜しいでしょうか。また、残土処分費は発生しないと考えて宜しいでしょうか。	残土法面整形、整地までとします。処分費は発生しません。
153	要求水準書【設計・建設業務編】	60	3. (1)	指定されている掘削土の仮置き場「成田市小泉361」について、使用できる広さをご教示下さい。また、地図もしくは図面で場所を明示お願いします。	別添資料-5を参照ください。
154	要求水準書【設計・建設業務編】	60	2. (9)ウ	吉倉管理組合用の仮設事務所運営に係る経費（光熱水費、電話料金、インターネット料金など）は発注者様負担で宜しいでしょうか。	質問No. 81に同じ。
155	要求水準書【設計・建設業務編】	61	9. (1)、(2)	(1)エ・・・水張用水は受注者で確保 (2)ウ・・・水張テストの水は井水とありますが、井水を使用できるものと考えて宜しいでしょうか。	可能です。
156	要求水準書【設計・建設業務編】	63	12. (2)	重量シャッターの材質に特に指定がございませんが、各社提案によると考えて宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
157	要求水準書【設計・建設業務編】	66	3. (2)	困障の範囲は敷地全周とありますが、今回の新設処理棟の施工範囲に応じて各社提案と考えて宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
158	要求水準書【設計・建設業務編】	66	5	北側道路側に新たな出入口を設けた場合、道路側溝はバキューム車等が横断することとなるため更新工事が必要になると考えます。道路側溝の更新工事も工事範囲となりますでしょうか。	お見込の通りです。
159	要求水準書【設計・建設業務編】	67	1	敷地内の埋設配管図（配管、電気）をご提お願いします。	添付資料-4 施設周辺設備取り合い関係図に配管は明示。電気はありません。
160	要求水準書【設計・建設業務編】	67	1	既設管理事務所・車庫の杭の有無をご教示下さい。有の場合は規模・数量がわかる図面をご提示お願いします。	質問No.122に関連。杭はありません。

161	要求水準書【設計・建設業務編】	67	2. (6)	添付資料-5：アスベスト分析結果に記載の建材以外で既設建屋に使用されているアスベスト含有建材は無いものと考えて宜しいでしょうか。存在する場合は、設計変更の理解で宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
162	要求水準書【設計・建設業務編】	68	(8)	契約時点の既存メタノールタンク内残液量をご教示下さい。	空です。
163	要求水準書【設計・建設業務編】	68	(9)	既存池の周囲に大きな岩石が並べられておりますが全て処分と考えて宜しいでしょうか。	質問No. 44を参照。
164	要求水準書【設計・建設業務編】	68	-10	既存樹木の撤去について、撤去した樹木は全て処分すると考えて宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
165	要求水準書【設計・建設業務編】	70	4. (2)	「槽内液処理後、各水槽等の清掃残渣及び槽内堆積物等については、受注者の負担で処理・処分」とあります。平成30年6月22日付環境省通知文書（環循適発第1806224号、環循規発第1806224号「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）」）記載の通り、残渣物の清掃・処分については、貴市が運搬業者・処分業者と直接契約していただけるものと理解して宜しいでしょうか。	槽内液処理、清掃残渣、槽内堆積物は解体に伴う残置物ではありません。
166	要求水準書【設計・建設業務編】	72	第4節	搬出車両の調達方法について、ご指定（購入、リース、レンタル、貴市とSPCと一般廃棄物運搬許可業者間の三者契約等）はありますでしょうか。	事業者提案とします。
167	要求水準書【設計・建設業務編】	74	添付資料-2	既存施設（処理棟、管理棟）の確認申請図書を確認することは可能でしょうか。	閲覧期間を設けます。
168	要求水準書【設計・建設業務編】	74	添付資料-2	敷地北側の法面小段に設置されている側溝U-240（今回造成工事により一部撤去予定）の排水先は道路側溝と考えて宜しいでしょうか。	防災調整池としてください。
169	要求水準書【設計・建設業務編】	75	添付資料-3	万が一土質調査報告書の内容と現場の状況に差異が生じた場合の、施設配置や基礎構造の変更などに伴う費用や工期は別途補償いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	状況を確認し、協議します。
170	要求水準書【設計・建設業務編】	80	添付資料-4	工事範囲に埋設されている配管等についてご教示下さい。	質問No.159に同じ。
171	要求水準書【設計・建設業務編】	80	添付資料-4	多目的広場の污水配管が、既設管理棟の浄化槽に接続されていますが、その後の埋設ルートと、既設処理棟のどこの槽に接続されているかをご教示下さい。	埋設ルート図はありません。管理組合事務所から既設浄化槽汚泥貯留槽に接続されています。

172	要求水準書【設計・建設業務編】	80	添付資料-4	多目的広場の汚水配管を、中継槽を設けずに新施設へ接続した場合、接続された水槽の浚渫時に多目的広場の排水を停止する措置が必要になります。 現状、多目的広場の汚水は広場で貯留される等、一時的に移送を停止できる構造となっているのでしょうか。新施設へ接続する際に中継槽等が必要か検討するためご教示下さい。	既設処理棟汚水系統へ導水してください。
173	要求水準書【設計・建設業務編】	80	添付資料-4	工事期間中、多目的広場の汚水配管を既存施設の受入槽等に接続することになると考えられますが、工事期間中に槽内を浚渫される予定はあるのでしょうか。	工事期間中には発生しますが、対応については都度協議します。
174	要求水準書【設計・建設業務編】	-	添付資料全般	要求水準書の添付資料から読み取れる埋設物以外の埋設物や地中障害物等が確認された場合は、その処理に要した費用や工期は別途補償いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	状況を確認し、協議します。
175	要求水準書【運転・維持管理業務編】	13	2.11)	公害健康被害の補償等（汚染負荷量賦課金の納付）について、本施設は該当しますでしょうか。	質問No.66に同じ。
176	要求水準書【運転・維持管理業務編】	16	6.5)	自然災害等(地震、大雨、台風、噴火)発生時対応について、「地震以外の災害においては、その都度対応を協議」とあり、主負担が受託者となっています。またp.19表17業務に関するリスク分担表では、不可抗力は貴市が主分担と記されています。自然災害における修繕等の費用負担は、運転・維持管理業務委託契約書(案)p.19の100分の1を超える額は貴市負担と100分の1までは受託者負担、修繕等の対応は、協議の上受託者という理解で宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
177	要求水準書【運転・維持管理業務編】	19	表17	「第三者賠償」のリスクについて、受託者が実施する業務範囲で、受託者の責に依らない第三者の事故等については、ご協議いただけると理解して宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
178	要求水準書【運転・維持管理業務編】	19	表17	「住民対応」のリスクについて、「受託者が行う調査、運転・維持管理業務に関わる住民反対運動、訴訟」とありますが、要求水準および提案内容を遵守、または貴市の指示による調査や業務に係る場合は、事業者免責として宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
179	要求水準書【運転・維持管理業務編】	19	表17	「周辺環境の保全」のリスクについて、「受託者の本件業務に起因して環境に影響を及ぼしたものとありますが、要求水準および提案内容を遵守している場合は、事業者免責として宜しいでしょうか。	施工ミスに起因する場合等も考えられ、状況判断により協議とします。

180	要求水準書【運転・維持管理業務編】	20	表18	「運転費上昇」のリスクについて、「資源化物の搬出先変更に伴う、運転費・維持管理費の増大」は、搬出先の変更等、事業者の事由でなく事業者側で選択できない事象の時、費用の増大分は貴市のご負担として宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
181	要求水準書【運転・維持管理業務編】	24	5. (1)	施設の警備・防犯について、機械警備を提案しても宜しいでしょうか。	ご提案ください。
182	要求水準書【運転・維持管理業務編】	24	8. (2)	「受託者は、大震災時に備え、必要な物資の備蓄を行い」について、具体的な内容は事業者提案の理解で宜しいでしょうか。	質問No.71に同じ。
183	要求水準書【運転・維持管理業務編】	34	4. (1) 4. (5)	電気および上水道の費用負担について、「吉倉管理組合の使用分は本市が負担し、残りは受託者が負担するものとする。」とありますが、各基本料金の負担額について、算出方法をご教示願います。	質問No.81に同じ。
184	要求水準書【運転・維持管理業務編】	38	(3)①	「委託料の固定費の改定は、社会情勢において表7-1委託料見直し変動幅に示す～」とありますが、表7-1とはいずれの公告資料に明記されているのでしょうか。	質問No. 85に同じ。
185	要求水準書【運転・維持管理業務編】	42	別紙4	令和7年から令和13年のし尿等の搬入・処理量の見直しについてご提示頂いていますが、運転・維持管理業務の履行期間に含まれる令和14年から令和22年の期間についても予測処理量をご提示願います。	令和4年9月6日公表の「募集要項に関する回答書」に添付しております。
186	募集要項に係る質問に対する回答書	—	No. 11	様式9-15-①について、「入札提出書類として提出してください。ただし、技術提案書には参考資料として添付してください。」とありますが、この場合、技術提案書において参考資料として添付した「応募者の提案する変動費単価」は、技術提案書提出から入札までの間に事業者の努力により単価に変更が生じた場合は、変更後の単価を記載して入札しても宜しいでしょうか	質問No.89に同じ。
187	募集要項に係る質問に対する回答書	—	No. 44	文末に添付された令和14年～22年度までのし尿等の将来処理量の数値について、要求水準書【運営管理業務編】別紙4の数値と異なっております。回答書で提示された数値が正であると理解して宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
188	募集要項に係る質問に対する回答書	—	No. 56	質問に記載されております「薬剤費の～見直し(変動)幅も指標±3.0%と考えてもよろしいでしょうか。」の内容についても、ご了承いただいているものと理解して宜しいでしょうか。	お見込の通りです。

189	募集要項に係る質問に対する回答書	—	No. 71	固定費の毎年度の変動について、「お見込みのとおりですが、具体的には協議により決定します。」とご回答頂いております。また、様式9-15-①の【様式9-15-④作成上の留意点】において「各年度の業務委託費の平準化に留意すること」と記載あります。よって、入札書である様式9-15-④においては、平準化に留意しつつも変動する費用を各年度に計上しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
190	募集要項に係る質問に対する回答書	—	No. 79	低床トレーラー軌跡図というのは、将来機器のオーバーホールで想定される機器搬入車両の軌跡という理解で宜しいでしょうか。	工事中重機運搬もあるものと想定しています。
191	募集要項に係る質問に対する回答書	—	No. 79	「既設汚水処理計画書(工程表)」を作成するために、既設の設計計算書や配管系統図を提示いただけないでしょうか。	閲覧期間を設けます。
192	基本契約書(案)	2	第5条1	「工事請負契約は、議会の可決後に締結する。」とありますが、前段で「この基本契約と同時に締結するものとする。」とあります。この基本契約と同時に、仮契約を締結し、議会の可決後に本契約となる理解して宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
193	基本契約書(案)	2	第6条8	「SPCが委託契約に基づく債務を履行するうえで甲が必要と認める場合、乙の代表企業及び構成員は、SPCに対し、甲が適切と認める支援措置を講じるものとする。」と読み替えて宜しいでしょうか。	問題ありません。
194	基本契約書(案)	2	第6条4	「代表企業は、SPCの代表取締役、取締役、監査役又は会計監査人が選任され～」とありますが、[別紙4]特別目的会社(SPC)の条件(第6条関係)には「(8)～取締役会、監査役[会]及び会計監査人の設置に関する定款の定めをおいていること。」とあります。代表企業は代表取締役と取締役の他に、監査役または会計監査人の何れかを設置すれば良いと理解して宜しいでしょうか。	会社法の規定による役員の選任、解任について報告することとしています。
195	基本契約書(案)	4	第12条2(3)	開示者が自ら公表した等、開示者の責めに帰すべき事由により公知になった場合について、もはや当該情報は秘密として扱う必要のない場合も、秘密保持義務の適用除外と理解して宜しいでしょうか。	事案を確認し協議します。
196	基本契約書(案)	4	第12条3	本項に従い乙の情報を開示する場合において、乙の競争力に影響を及ぼす場合もあることから、その開示する具体的な情報の内容、範囲については、通知をいただいた際、乙と協議して宜しいでしょうか。	質問No.99に同じ。

197	建設工事請負契約書(案)	4	第11条2	「乙が構成企業を成しているの場合」については、「乙が構成企業を成している場合」と読み替えて宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
198	建設工事請負契約書(案)	6	第21条	建設業法の定める法定記載事項を記載した契約書により下請契約を締結する場合は、「同約款に準拠した内容をもつ下請契約書」により契約しているものと理解して宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
199	建設工事請負契約書(案)	15	第43条2	成果物を利用する範囲は本事業のためのみと理解して宜しいでしょうか。また、公表する成果物に受注者の秘密情報が含まれている場合につきまして、使用する内容は、乙の競争力に影響を与えることがありますので、その範囲については事前に乙に確認いただく事で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 質問No.94に関連。
200	建設工事請負契約書(案)	16	第46条2(3)	開示者が自ら公表した等、開示者の責めに帰すべき事由により公知になった場合について、もはや当該情報は秘密として扱う必要のない場合も、秘密保持義務の適用除外と理解して宜しいでしょうか。	事案を確認し協議します。
201	建設工事請負契約書(案)	16	第46条3	本項に従い乙の情報を開示する場合において、乙の競争力に影響を及ぼす場合もあることから、その開示する具体的な情報の内容、範囲については、通知をいただいた際、乙に確認いただく事で宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
202	建設工事請負契約書(案)	24	第66条2	「前項の遅延違約金の額は、請負代金額から第33条の規定による部分払に係る請負代金額及び第34条の規定による部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。」の内容で宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
203	建設工事請負契約書(案)	26	第74条3	この場合の解除については、第82条による解除と考えて宜しいでしょうか。	第80条、第82条となります。
204	建設工事請負契約書(案)	27	第75条	法令変更については、乙の予測できるものではないことから、これに伴う工事工程の変更及び追加費用について、甲にてご負担いただけることを前提として協議すると理解して宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
205	建設工事請負契約書(案)	27	第76条4	但書については、削除として宜しいでしょうか。第2項のとおり、保険金については控除した部分のみについて乙は費用負担を請求できるとして理解しており、ここでさらに控除することは不要であると考えます。	さらなる控除ではありません。 現行のままとします。

206	運転・維持管理業務委託契約書(案)	3	第14条	「乙は、この契約の締結と同時に、乙の責任及び費用で、甲に対し、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。」とありますが、この保証には、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184条）第2条第4項に規定する保証事業会社）の保証も含まれるものとして宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
207	運転・維持管理業務委託契約書(案)	4	第14条2	「本業務の契約期間中、前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額～は、常にこの契約の金額である金●●●●円～の10分の1以上としなければならない。」とありますが、同種事業の一般的な事例を踏まえまして、「この契約の金額である金●●●●円を15で除した額の10分の1以上としなければならない」として宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
208	運転・維持管理業務委託契約書(案)	4	第15条3	この場合において、乙又は乙が再委託する事業者が加入した第三者賠償保険の保険金額が増額となったときは、当該増額分については、損害として甲にご負担いただけると理解して宜しいでしょうか。	状況を確認し、協議します。
209	運転・維持管理業務委託契約書(案)	6	第21条	「第32条の規定により乙又は乙が再委託した事業者が加入した保険の対象となるものを除き、甲がこれを賠償し又は負担するものとする。」とありますが、この場合において、乙又は乙が再委託する事業者が加入した第三者賠償保険の保険金額が増額となったときは、当該増額分については、損害として甲にご負担いただけると理解して宜しいでしょうか。	質問No.208に同じ。
210	運転・維持管理業務委託契約書(案)	6	第23条	「本件施設の不稼働」とありますが、これは「本件施設の運転停止」と読み替えて宜しいでしょうか。	不稼働とは、稼働しないことを指します。
211	運転・維持管理業務委託契約書(案)	6	第23条	年度計画に定めた、計画停止の場合については、「性能未達事態」とみなさないと理解して宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
212	運転・維持管理業務委託契約書(案)	7	第23条4	「第4項」は「第3項」と読み替えて宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
213	運転・維持管理業務委託契約書(案)	7	第24条2(3)	開示者が自ら公表した等、開示者の責めに帰すべき事由により公知になった場合について、もはや当該情報は秘密として扱う必要のない場合も、秘密保持義務の適用除外と理解して宜しいでしょうか。	質問No.201に同じ。

214	運転・維持管理業務委託契約書(案)	7	第24条3	本項に従い乙の情報を開示する場合において、乙の競争力に影響を及ぼす場合もあることから、その開示する具体的な情報の内容、範囲については、通知をいただいた際、乙に協議として宜しいでしょうか。	質問No.201に同じ。
215	運転・維持管理業務委託契約書(案)	9	第27条4	一旦雇用した従業員を2年以上雇用し続けるとした場合、従業員本人からの退職などの可能性が想定されます。本条項におけるご主旨をご教示下さい。	継続的な地元雇用を主旨としています。
216	運転・維持管理業務委託契約書(案)	12	第36条2	災害廃棄物の発生は、乙の責めに帰すべきものではないことから、当該増加費用については、甲によりご負担いただけることを前提として協議いただけると理解して宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
217	運転・維持管理業務委託契約書(案)	18	第51条	「当事者は、第53条第3項に従って当該損傷等の修繕を行うものとする。」とありますが、本件施設は、甲の所有および危険負担におけるものであるため、「甲は、当該損傷等の修繕に要する費用を負担するものとする。」と理解して宜しいでしょうか。	要求水準書第1章第2節11. 業務区分表15業務区分表(6)によります。
218	運転・維持管理業務委託契約書(案)	19	第53条3	「本件施設につき、損害額及び増加費用額(本件施設の修復工事に要する費用を含む。ただし、第23条第4項に定める費用を除く。)」とありますが、本件施設は、甲の所有および危険負担におけるものであるため、「本業務に係る増加費用額」と理解して宜しいでしょうか。	質問No.217に同じ。
219	運転・維持管理業務委託契約書(案)	19	第53条3	「～の100分の1に至るまでは、乙が当該損害額及び増加費用額を負担するものとし」とありますが、本件施設は、甲の所有および危険負担におけるものであるため、「当該損害額及び」は削除いただけませんかでしょうか。	状況を確認し、協議します。
220	運転・維持管理業務委託契約書(案)	19	第54条	「～甲は、この契約を解除することができる。」とありますが、この場合において、乙に損害が生じたときは、当該損害の負担についてご協議いただけませんかでしょうか。	状況を確認し、協議します。
221	運転・維持管理業務委託契約書(案)	20	第56条	「～甲は、この契約を解除することができる。」とありますが、この場合において、乙に損害が生じたときは、前条に準じてご協議いただけると理解して宜しいでしょうか。	状況を確認し、協議します。
222	運転・維持管理業務委託契約書(案)	21	第58条(2)	(7)同様、不履行是正解消の期間をご教示いただけませんかでしょうか。	60日以上です。

223	運転・維持管理業務委託契約書(案)	23	第64条2	第51条について、存続対象としている意図がわかりませんでした。再度ご教示をお願いします。	第51条の自然的事象によるものではなく、人為的な損傷については契約期間終了と共に消滅しないということです。
224	運転・維持管理業務委託契約書(案)	24	第66条2	成果物を利用する範囲は本事業のためのみと理解して宜しいでしょうか。また、公表する成果物に受注者の秘密情報が含まれている場合において、使用する内容は、乙の競争力に影響を与えることがあります。その範囲については事前に乙に確認いただくことで宜しいでしょうか。	質問No.199に同じ。
225	運転・維持管理業務委託契約書(案)	別紙2	3	「保険契約の内容によっては」とありますが、具体的にどのような想定をされているのかご教示をお願いします。	「契約する保険の内容によっては」と読み替えるものとします。
226	入札説明書	16	6. ⑤	「SPCを会社法～に基づく株式会社として本市内に設立する」とありますが、SPCの本店所在地を施設完成後に施設所在地に移転させることは可能でしょうか。	可能です。
227	様式集	—	9-15-①	「搬入・処理量実績ベース（要求水準書別紙3参照）」の記載欄がありますが、搬入・処理量実績とは公告資料一式のうち、どのデータを指すものでしょうか。また、本様式に計上する金額の内容、ご主旨、算出方法の例をご教示願います。	質問No.185に関連。
228	様式集	—	9-15-①	「要求水準書別紙3」とは【運転・維持管理業務編】を指すのでしょうか。その場合、「別紙3」は誤記と理解しており、正しくはどちらの書類を指すものでしょうか。	質問No.185に関連。
229	様式集	—	9-15-①	【様式9-15-①作成上の留意点】において、「1.「応募者の提案する変動費単価」の設定は～を明確にすること。」とありますが、これは本様式内の「応募者の提案する変動費単価（単位：円/KL）」を記載する黒太枠の金額の算出方法に関する留意点であると理解して宜しいでしょうか。また、本計算には募集要項に係る質問に対する回答書でご提示のあった「し尿等の将来予測処理量」の「要処理量（日平均処理量）計（KL/日）」を365日/年稼働させた場合の各年度の処理量計を用いて算出するものと理解して宜しいでしょうか。なお、計算に用いる搬入量や処理量の数値について、端数の取扱いで指定があればご教示願います。	お見込の通りです。

230	様式集	—	9-15-①	【様式9-15-④作成上の留意点】において、「2. 営業費用の固定費合計、変動費合計は様式第9-15-①と一致すること。」とありますが、様式9-15-①に固定費を計上する欄がありません。様式9-15-①に記載する変動費単価より算出される各年度の変動費を、様式9-15-④と一致させるものとして作成すると理解して宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
231	様式集	—	9-15-①	【様式9-15-④作成上の留意点】において、「収入の「業務委託費の合計」の※の欄に記した積算総額」とありますが、様式9-15-④で当該項目が見当たらず、どちらを指すものでしょうか。	「費用合計」行の「計」列になります。
232	様式集	—	9-15-④	本様式について、より内容を明確にするため、行や項目を適宜追加しても宜しいでしょうか。	問題ありません。
233	様式集	—	9-15-④	SPC費用のうち「SPC設立費（初期費用）」は、運転・維持管理業務開始3カ月前までに設立するものとして令和7年度の欄にまとめて計上し、当該年度に委託料としてまとめてお支払いいただく費用と理解して宜しいでしょうか。また、この場合、本様式内「費用」の項目のうち「運営費」にSPC設立費を計上するものとして宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
234	様式集	—	9-15-④	「収入」の項目のうち、「運営費」とは具体的にどのような費目を計上すれば宜しいでしょうか。「その他費用」との区分をご教示願います。	各種保険費、人件費、用役費、維持補修費以外の費用を計上してください。その他として列記する必要が無い場合その他欄は空白でもかまいません。
235	様式集	—	9-15-④	この「大規模維持補修費」とは、要求水準書【運転・維持管理業務編】33頁に記載のある「大規模修繕工事」に該当すると理解して宜しいでしょうか。	お見込の通りです。
236	様式集	—	9-15-④	SPCの利益はいずれの項目に計上すれば宜しいでしょうか。	様式9-15-④には記入する必要はありません。

※質問・回答No.167及びNo.191 の閲覧期間については10月20日（木）、21日（金）を予定しています。
 閲覧希望の方は、事務局に時間、場所等の確認を行ってください。

成田浄化センター整備事業事務局
 成田市 環境部 環境計画課
 0476-20-1533